

高齢者等住宅改造費助成事業の概要

たつの市高年福祉課
地域福祉課

1 趣旨

日常生活に介護を要する高齢者及び障害者が、住み慣れた住宅で安心して健やかな生活が送れるように、既存の住宅の改造に要する経費の一部を助成します。

2 対象者（世帯）

市内に住所を有し、次のいずれかに該当する者が属する世帯

- ①介護保険の要介護認定又は要支援認定を受けた者
- ②身体障害者手帳（1級又は2級）又は療育手帳（障害の程度が「A」）の交付を受けた者

3 助成の要件

- ・対象者の身体状況に応じた日常生活の維持に必要な最小限度の既存住宅の改造が対象です。
- ・昭和56年5月31日以前に着工された戸建住宅は耐震診断が必要です。

※申請される場合は、次のことにご注意ください。

- ①初回の介護保険又は身体障害者・療育手帳による住宅改修と一体的に実施し、それを補助するものとなっているため、同時に申請が必要です。
- ②新築、建替、増改築等の大規模な工事（移設、新設を含む改修）、老朽・破損等の修繕工事は、助成対象外です。
- ③改造箇所ごとに対象となる工事（別添）があります。
- ④各年度の3月10日までに工事完了届を提出の上、3月末日までに工事完了検査が終了する改造が対象になります。
- ⑤予算が終了次第、申請の受付を終了させていただくことがありますので、事前にご確認ください。

4 助成対象限度額及び助成率

（単位：千円）

世 帯 階 層 区 分	助成率	助成限度額	簡易耐震診断 助成額 上段：木造 下段：非木造
A 生活保護法による被保護世帯	3／3	800	3,150 円 6,350 円
B 市町村民税が非課税の世帯	9／10	720	3,000 円
C 所得税が非課税で、市町村民税が均等割世帯			6,000 円
D 所得税が非課税で、市町村民税が所得割及び均等割世帯	2／3	533	2,000 円 4,000 円
E 所得税課税世帯で、所得税額が7万円以下の世帯	1／2	400	2,000 円 4,000 円
F 所得税課税世帯で、所得税額が7万円を超える世帯。 ただし、次の世帯は除きます。 ①給与収入が、800万円を超える世帯 ②給与収入のみ以外のとき、前年所得が、600万円を 超える世帯	1／3	266	1,000 円 2,000 円

※助成率については、生計中心者（対象者と同居する家族のうち最も所得額の多い方）の市民税及び所得税の課税状況により判断します。住民票上は別世帯であっても、実質的に同一家で生活をしている方は同居家族とみなします。

所得税については、配当控除、住宅借入金（取得）等特別控除等適用前の額になります。

※住宅改造と合わせて簡易耐震診断を受ける場合は、区分に応じて簡易耐震診断に係る経費を対象経費として助成します。

※介護保険等の住宅改修費とあわせて100万円が助成上限額です。

（介護保険等の住宅改修費助成上限額：20万円）

※改修箇所ごとの限度額は、平成31年4月から撤廃となりました。